



磯監第22号
令和2年8月20日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町監査委員 脇

國廣



大磯町監査委員 清田

文雄



令和元年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



令和元年度

大磯町歳入歳出決算健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見書

大磯町監査委員

令和元年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月13日から令和2年8月18日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	備考
ア 実質赤字比率	—	—	14.13%	
イ 連結実質赤字比率	—	—	19.13%	
ウ 実質公債費比率	6.0%	5.8%	25.0%	
エ 将来負担比率	73.4%	76.8%	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため「—」で表示

2 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和元年度の一般会計の実質収支額は853,434千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

イ 連結実質赤字比率について

令和元年度の一般会計及び特別会計の実質収支額の合計は1,072,708千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

ウ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は6.0%となっており、早期健全化基準25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

エ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率 73.4%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、町長から提出された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月13日から令和2年8月18日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準	備考
下水道事業特別会計	—	—	20.0%	

※資金不足比率は、資金不足額が生じていないため「—」で表示

2 個別意見

令和元年度は資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。